

写

元消安第 1061 号  
令和元年 6 月 28 日

関係県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

「豚コレラ対策における野生いのしし対応マニュアル」におけるウイルスの  
浸潤状況確認の期間についての考え方

日頃より家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

野生いのししにおける豚コレラの感染拡大に対しては、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 25 年 6 月 26 日農林水産大臣公表）の留意事項である「豚コレラ対策における野生いのしし対応マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づき対応いただいているところです。

野生いのししにおける感染状況は、岐阜県、愛知県での拡大に加え、今般、三重県でも感染が確認され、終息の兆しがいまだ見えない状況です。

このような状況を踏まえ、マニュアルに規定しているウイルスの浸潤状況確認及び拡散防止対策の実施期間の「少なくとも 28 日間」については「当面継続」とすることが適切であると考えます。

この考え方にに基づき、「豚コレラの発生に伴う豚の疫学調査等について」（平成 31 年 2 月 8 日付 30 消安第 5368 号）においても、野生いのししで陽性が確認されている地点から半径 10km 以内の区域にある農場についての監視対象実施期間を「当面継続」としたところです。引き続き、野生いのししの豚コレラ対策に万全を期していただくようよろしくお願いいたします。

なお、「当面継続」の解除の考え方については、専門家の意見を聞きながら、感染状況を勘案し、改めてお知らせをする予定であることを申し添えます。